

## 法務省からの要請概要

### 要請の概要

都内及び近郊に分散する法務省関連施設を立川基地跡地昭島地区内の国有地に集約し、「国際法務総合センター（仮称）」として整備する計画。同センターの構成は、法務省関係の国際協力機関並びに職員研修所、矯正医療センター及び少年非行対策センターの四つの部門と併設する職員宿舎

国際協力機関は、国と国連との協定に基づき設立された刑事司法に関する国際研修等を行う「国連アジア極東犯罪防止研修所」及びアジア地域を中心に主として法整備支援を行う「法務総合研究所国際協力部」で、いずれも国の司法分野における国際協力の中心的役割を担う機関。

職員研修所は、刑事施設の刑務官や少年施設の法務教官等の研修を行う「矯正研修所」と同研修所「東京支所」、及び公安調査庁の職員の研修を行う「公安調査庁研修所」を集約するもので教室等の施設のほかに、受講職員用の寮も併設する予定。

矯正医療センターは、身体または精神疾患を持つ成人及び少年被収容者のための総合医療施設で、八王子医療刑務所、関東医療少年院及び神奈川県医療少年院を統合整備するもの。なお、将来的には、この矯正医療センターを拡張して、急増している成人女子被収容者を対象とした医療的ケア等のための施設整備を検討している。

少年非行対策センターは、東京家庭裁判所八王子支部が立川市に移転するのに伴い、これに対応する八王子少年鑑別所を移転整備するもの。併せて、青少年の非行やいじめ等の相談窓口を設置するもの。

### 地域への貢献

- ・多摩地域における少年非行対策等にも寄与できる施設
- ・地域と共存できる施設として整備する
- ・周辺地域のまちづくりにも積極的に協力したい